

JPNICにおけるポリシーステータスのご報告

□JPNIC IP事業部 奥谷泉



社団法人 日本ネットワークインフォメーションセンター

Copyright © 2012 Japan Network Information Center

ご報告したいこと

- APNICでコンセンサスが得られ、NIRでも同様の施行が求められるアドレスポリシー提案への対応

- JPOPFより実装勧告を受けているアドレスポリシー提案への対応

APNICでコンセンサスが得られ NIRでも同様の施行が求められる提案

□ APNICでコンセンサスが得られた後、JPNICでも同様の内容で施行することの求められる提案

- JPNICでの施行にあたり、JPOPFで提案は行われませんが、事前に状況のご報告はしている

□ JPOPM22以降対象となる提案は以下1点

- Sparse AllocationによるIPv6アドレスの割り振り方法の明文化
- APNICでは2012年8月20日、JPNICでは10月22日より、提案内容を反映した文書を施行

Sparse AllocationによるIPv6アドレスの 割り振り方法とは


- LIRへの割り振りを複数回行っても、アドレスレンジが連続するように配慮した割り振り方法
- これにより、LIRが複数回に分けてIPv6の割り振りを受けても、ひとつのまとまったアドレスレンジとして集約して経路広告を行うことができる
- 既に運用上行っていたことだが、申請者へのガイドラインとして明文化
- 国内も含め、IPv6アドレス在庫はAPNICが管理しているため、実行主体はAPNICだが、JPNIC管理下のLIR(IP指定事業者)に対するIPv6の割り振りにも適用される

Sparse Allocationとは?

Sequential Allocation:

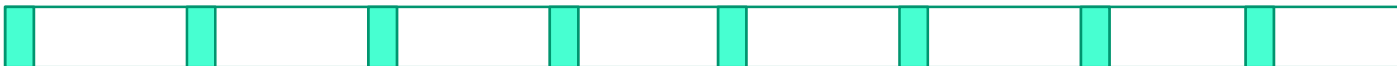
1 2 3 4 5 6 7 8



 = reservation

Sparse Allocation:

1 5 3 7 2 6 4 8



APNIC33におけるAPNICの発表資料より抜粋

JPNIC文書の改定箇所

□ IPv6 ポリシー文書: JPNICにおけるIPv6アドレス割り振りおよび割り当てポリシー

- Sparse Allocationという方法で割り振りを行っており、詳細はガイドライン文書で記述していることを追記

□ IPv6 ガイドライン文書: IPv6割り振り/割り当て申請のためのJPNICガイドライン

- 「7.2. スパースアロケーションの仕組み」を追記し、具体的な方法を説明

2012年10月22日から有効となったJPNIC公開文書
<http://www.nic.ad.jp/ja/ip/doc/20121022.html>

JPOPFからの実装勧告を受けている提案

□ 実装勧告の対象提案：

- [提案021-02]: JPNICの移転ポリシーにおける移転先, 移転元要件の変更
- [提案021-03]: RIR間アドレス移転提案 (prop-095 in APNIC)
- [提案021-04]: 移転の際に, IPv4アドレス必要要件提示を必須とする提案 (prop-096 in APNIC)

実装勧告を受けている提案の概要

- 現在JPNIC事業者間に閉じているIPv4アドレスの移転を他レジストリとも認めるように対象を拡張する
 - APNIC、他RIR、他NIR
 - 他RIR、他NIRは相手先レジストリも認めることが前提

- 他レジストリとの移転においては、移転アドレスの必要性を審議し、承認されたサイズだけの移転を認める
 - ARINがこの要件の適用を希望し、APNICでも適用
 - 他レジストリと移転をするうえではJPNICも適用が求められる

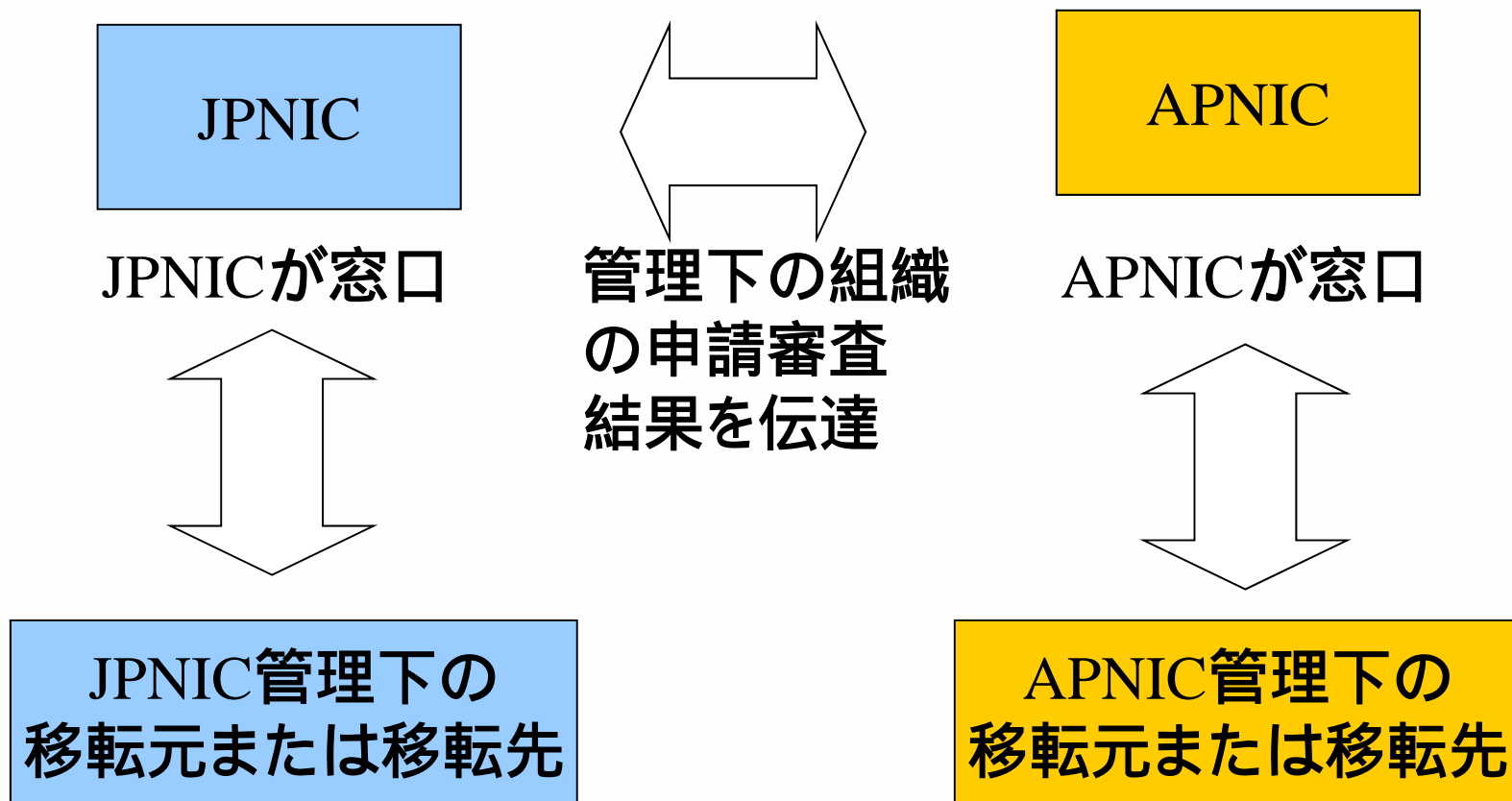
- 移転時の審議の適用対象は「他のレジストリ管理下であったアドレスレンジを移転する場合」に限定する
 - JPNIC 他レジストリ間の移転
 - 元は他レジストリ管理下のアドレスをJPNIC事業者間で移転

JPNICでの検討状況

- 今年度内には方針を整理する方向で検討中
- 移転先レジストリに応じた手続き・対応の整理
 - APNICとの移転は、ARIN - APNIC間の移転手続きの応用
 - ARINとの移転は、APNICを仲介する手続きとなる
 - 他のNIRとの移転は、相手先NIRの合意も必要となり、他のNIRの状況確認を行っており、段階を分けた施行の可能性も考えられる
- 手続きに関する検討・確認
 - 他レジストリとの移転手続き、レジストリ間の役割・責任範囲の確認
 - JPNIC事業者間の移転手続きとの整合性
 - APNICが導入しているPre-approval(事前の審議承認) への対応
 - JPで/16単位で逆引きDNSを運営しているアドレスレンジの対応
- APNICによる移転手数料の課金決定に伴うJPNICの対応
 - JPNICでの移転手続きに対してはどのような対応をとるべきか

レジストリ間の移転申請手続きイメージ

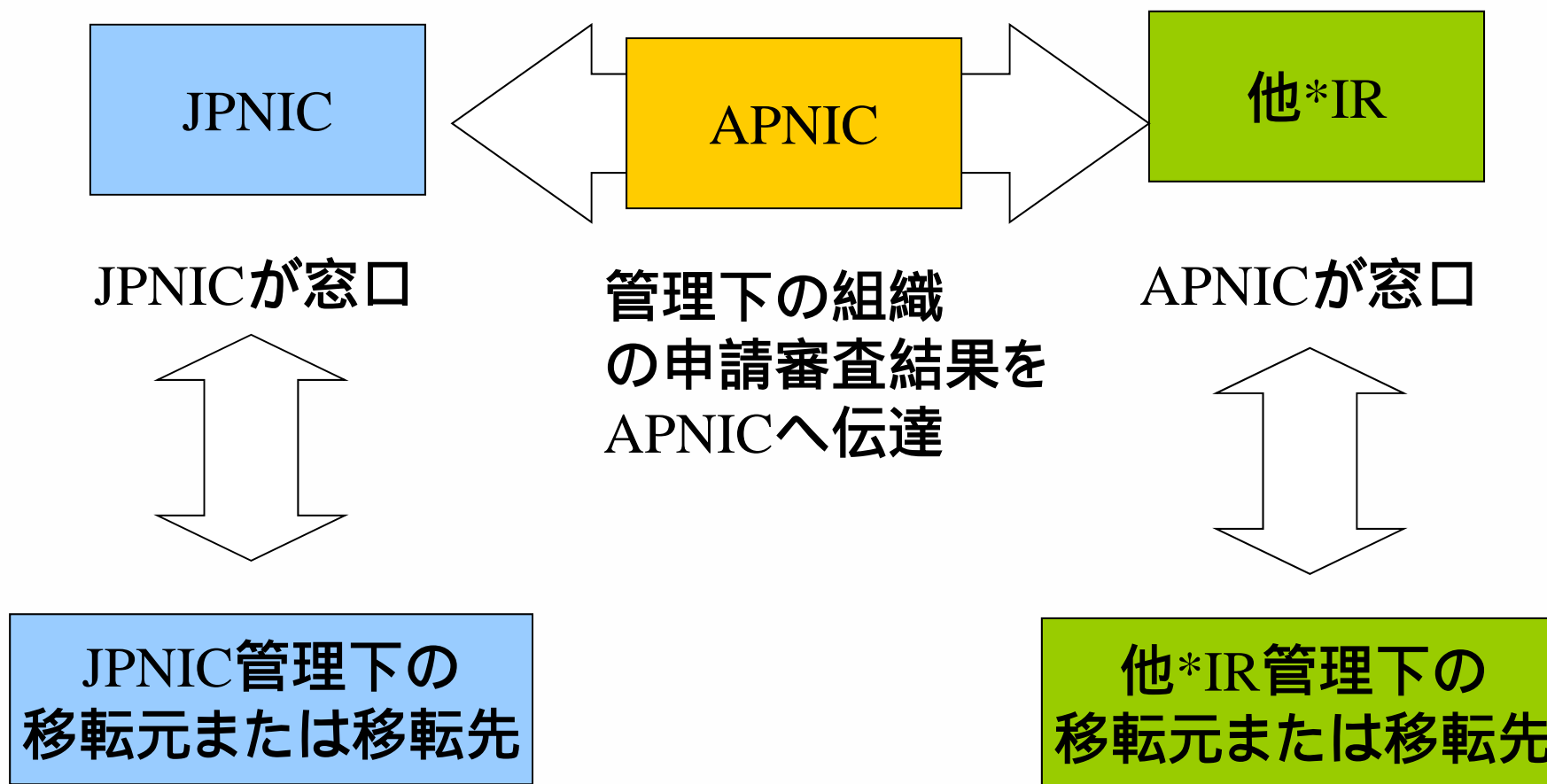
□ JPNIC - APNIC間の移転の場合



申請者は自分の上位レジストリを窓口とする

レジストリ間の移転申請手続きイメージ

□ JPNIC - 他RIR/他NIR間の移転の場合



APNICで定義している移転手数料

- APNICは以下の内容でAPNICで取り扱う移転申請への課金開始を発表
(2012年8月31日より適用開始)

APNIC EC Report P.7

http://conference.apnic.net/__data/assets/pdf_file/0005/50909/2012-08-31-ec-report.pdf

- 移転申請1件に対して、移転サイズをAPNIC会費に換算した場合の20%に当たる金額を課金
- 原則は移転先に課金するが、レジストリ間の移転の場合はAPNIC管理下の事業者に課金する
- 移転手数料はデータベース更新前までに支払いが求められる

参考: /24はAUD \$ 236、/16はAUD \$ 1,925

Q&A

